

今回の国のマニュアル見直しと、横須賀市地域防災計画改訂で何が変わったのか？

呉 東 正 彦

1、原子力艦緊急事態の放射線量が、

Aこれまでの $100\mu\text{Sv/h}$ が、

B原発と同様に $5\mu\text{Sv/h}$ とされたこと。

(それでも、通常の放射レベルの100倍である。

米軍関係者は3・11の直後、通常の7倍程度でも、自主国外避難していた。)

2、 対応範囲の概念が変わった。

Aこれまでは、応急対応範囲としての

避難を計画する範囲が 1キロ以内

屋内退避を計画する範囲が3キロ以内とされていたが、

それ以降の対策は必ずしも明確ではなかった。

B 応急対応範囲外での対応や、運用上の介入レベルOILに基づく防護措置の実施
については、原子力災害対策指針に準じて行うこととする、とされた。(42頁)

原子力災害対策指針では、

EAL(緊急時活動レベル)①警戒事態②施設敷地緊急事態③全面緊急事態を定め

① PAZ(予防的防護措置準備区域)全面的緊急事態 $5\mu\text{Sv}$ で、避難開始

② UPZ(緊急時防護措置準備区域)全面的緊急事態 $5\mu\text{Sv}$ で、屋内退避開始

としているが、さらにOIL(運用上の介入レベル)を定めて、

UPZでも、(応急対応範囲外でも?)

OIL1 $500\mu\text{Sv/h}$ で避難

OIL2 $20\mu\text{Sv/h}$ で1週間程度内に一時移転を実施

として、避難対策が必要であるとしている。(従って原発では30キロ以内で避難
訓練が行われている。)

3、

3、私達の今後の獲得目標として、

(1) 3キロ以内でこれまでは屋内退避訓練しかしていなかったが、市は原子力災害対策
指針に準じて今後は明確な住民の避難計画や避難訓練実施が求められることとなる。

(2) 3キロ以遠についても、市が防災重点区域を市内全域としたことと、OILが適用
されうることから、具体的防災計画や、防災訓練実施、広報活動等が求められること
となる。

これらをきちんと市に実施させつつ、市民に原子力空母母港の危険性を、原発と同様に
認識させていく取り組みが必要であろう。